

**指定管理者の候補者選定に係る  
審査マニュアル**

**坂井市財務部財政課**

**平成22年10月策定**

**平成25年10月一部改正**

**平成30年4月一部改正**

**令和3年4月一部改正**

**令和6年4月一部改正**

## 指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル

### 目次

1	目的	1
2	選定項目の設定	1
3	審査項目及び審査内容	1
4	施設の類型化	3
5	審査項目と配点	5
6	所管課による点検	8
7	審査の方法	8
8	指定管理者の候補者の選定方法	8
9	次点者の取扱い	8
10	選定結果の公表等	8
11	指定管理者の候補者の決定	9
	<b>指定管理者の候補者選定委員会の役割</b>	<b>10</b>
	様式例	11

## 1 目的

このマニュアルは、地方自治法（昭和24年法律第67号）第244条の2及び坂井市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成18年坂井市条例第43号。以下「条例」という。）並びに坂井市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年坂井市規則第36号。以下「条例施行規則」という。）に基づき、坂井市公の施設における指定管理者の候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、坂井市公の施設の指定管理者として最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定するための標準的な事務処理の方法について定めるものである。

## 2 選定項目の設定

選定項目については、条例第4条及び条例施行規則第4条の選定基準に基づき、施設の性格や設置目的等を踏まえて設定する。

## 3 審査項目及び審査内容

選定項目に基づいた、審査における審査項目及び審査内容は、次のとおりとする。

指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル

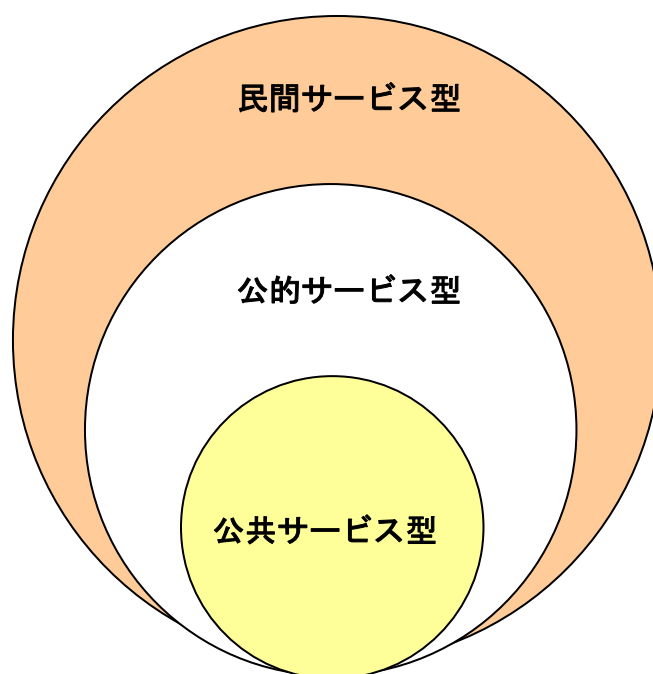
【審査項目等】

	選定項目	審査項目	審査内容
1	事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであるか（条例第4条第1号）	公の施設の設置目的、市の施策、地域との連携に対する認識度（条例施行規則第4条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の設置目的の理解度</li> <li>・ 平等利用の確保</li> <li>・ 市の施策の認識度及び連携度</li> <li>・ 地域や関係団体との関係</li> <li>・ 法人等の経営理念やモラル</li> </ul>
2	事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか（条例第4条第2号）	利用者の安全に対する配慮及び管理運営における公共性への認識と配慮（条例施行規則第4条第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用促進業務</li> <li>・ 利用の受付方法</li> <li>・ 利用料金</li> <li>・ 施設維持管理の内容</li> <li>・ 施設維持管理経費</li> <li>・ 安全管理の方法</li> <li>・ 危機管理体制</li> <li>・ 経理の方法</li> <li>・ 経費の節減</li> </ul>
3	指定管理者が計画書に沿って管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか（条例第4条第3号）	管理業務の遂行に必要な資金、人材、物資の調達その他申請内容の実現可能性（条例施行規則第4条第3号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員配置</li> <li>・ 有資格者</li> <li>・ 職員研修・人材育成</li> <li>・ 法人等の経営状況</li> <li>・ 金融機関等の支援体制</li> <li>・ 意見・苦情等への対応</li> <li>・ 地元経済効果</li> </ul>
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項（条例第4条第4号）	所管課において設定することができる。（例施行規則第4条第4号）	所管課において設定することができる。

#### 4 施設の類型化

施設の性格や特性、規模などを踏まえて次の12区分に類型化し、施設毎(募集区分毎)に設定する。

【施設の分類指標におけるサービスの特性のイメージ】



《施設の分類指標》

(1) 指定管理者の業務内容

施設管理型	主に施設の維持管理運営が指定管理者の業務である施設
事業実施型	施設の維持管理運営以外に、施設を活用したサービス提供が可能な施設

(2) サービスの特性

公共サービス型	施設の設置目的に公益性を有するもの
公的サービス型	施設の設置目的に公益性を有するものの、民間参入の余地が十分にあるもの
民間サービス型	民間に類似施設があるもの

(3) 施設の規模

小規模	指定管理委託料の額が低額なもの (概ね1千万円未満)
大規模	指定管理委託料の額が高額なもの (概ね1千万円以上)

《施設分類図》

		サービスの特徴		
		公共サービス型	公的サービス型	民間サービス型
業務の内容	施設管理型	I-① 小規模	II-① 小規模	III-① 小規模
		I-② 大規模	II-② 大規模	III-② 大規模
	事業実施型	IV-① 小規模	V-① 小規模	VI-① 小規模
		IV-② 大規模	V-② 大規模	VI-② 大規模

## 5 審査項目と配点

各施設が位置づけられた施設の類型と審査項目を踏まえ、次のように得点を配分する。ただし、選定項目4について、所管課において項目を設定せず1から3までの項目に再配分することも可能とする。

### I 類（施設管理・公共サービス型）

選定項目	審査項目	配点（100点満点）	
		①小規模施設	②大規模施設
1	住民の平等利用を確保することができるものであるか	35	35
2	公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	25	30
3	管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	30	25
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	10	10
<b>【配点の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共サービス型施設では、住民の平等利用の確保について重点配分する</li> <li>・ 小規模施設では、指定管理者の管理能力を重視する</li> <li>・ 大規模施設では、効率性を重視する</li> </ul>			

### II 類（施設管理・公的サービス型）

選定項目	審査項目	配点（100点満点）	
		①小規模施設	②大規模施設
1	住民の平等利用を確保することができるものであるか	30	30
2	公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	30	35
3	管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	30	25
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	10	10
<b>【配点の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模施設では平均的に各項目を審査する</li> <li>・ 大規模施設では、効率性を重視する</li> </ul>			

### Ⅲ類（施設管理・民間サービス型）

選定項目		審査項目	配点（100点満点）	
			①小規模施設	②大規模施設
1	住民の平等利用を確保することができるものであるか	公の施設の設置目的、市の施策、地域との連携に対する認識度	25	25
2	公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	利用者の安全に対する配慮及び管理運営における公共性への認識と配慮	35	40
3	管理を適正かつ確実に行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	管理業務の遂行に必要な資金、人材、物資の調達その他申請内容の実現可能性	30	25
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	所管課において設定することができる	10	10
<b>【配点の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者によるサービスの質的向上を重視する</li> <li>・ 大規模施設では、サービスの質的向上・効率性を重視する</li> </ul>				

### Ⅳ類（事業実施・公共サービス型）

選定項目		審査項目	配点（100点満点）	
			①小規模施設	②大規模施設
1	住民の平等利用を確保することができるものであるか	公の施設の設置目的、市の施策、地域との連携に対する認識度	35	35
2	公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	利用者の安全に対する配慮及び管理運営における公共性への認識と配慮	25	30
3	管理を適正かつ確実に行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	管理業務の遂行に必要な資金、人材、物資の調達その他申請内容の実現可能性	30	25
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	所管課において設定することができる	10	10
<b>【配点の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共サービス型施設では、住民の平等利用の確保について重点配分する</li> <li>・ 小規模施設では、公共性・指定管理者の管理能力を重視する</li> <li>・ 大規模施設では、公共性及び利用促進を重視する</li> </ul>				



### V類（事業実施・公的サービス型）

選定項目		審査項目	配点（100点満点）	
			①小規模施設	②大規模施設
1	住民の平等利用を確保することができるものであるか	公の施設の設置目的、市の施策、地域との連携に対する認識度	30	30
2	公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	利用者の安全に対する配慮及び管理運営における公共性への認識と配慮	30	35
3	管理を適正かつ確実に行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	管理業務の遂行に必要な資金、人材、物資の調達その他申請内容の実現可能性	30	25
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	所管課において設定することができる	10	10
<b>【配点の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模施設では平均的に各項目を審査する</li> <li>・ 大規模施設では、公共性・効率性・利用促進を重視する</li> </ul>				

### VI類（事業実施・民間サービス型）

選定項目		審査項目	配点（100点満点）	
			①小規模施設	②大規模施設
1	住民の平等利用を確保することができるものであるか	公の施設の設置目的、市の施策、地域との連携に対する認識度	25	25
2	公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか	利用者の安全に対する配慮及び管理運営における公共性への認識と配慮	35	40
3	管理を適正かつ確実に行う人的能力及び物的能力を有するものであるか	管理業務の遂行に必要な資金、人材、物資の調達その他申請内容の実現可能性	30	25
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	所管課において設定することができる	10	10
<b>【配点の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模施設では、利用促進・指定管理者の管理能力を重視する</li> <li>・ 大規模施設では、効率性・利用促進を重視する</li> </ul>				

## 6 所管課による点検

所管課は、応募団体から申請書が提出されたときは、速やかに申請書が応募条件に合致しているか点検を実施する。

## 7 審査の方法

選定委員会は、提出された申請書の内容を、選定項目に照らし合わせ、また、個別に提案を求めた事業計画等について、プレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行ったうえで内容を審査し、選定項目採点シートに沿って採点（1委員あたり100点満点）する。また、応募団体の得点については、委員全員の合計をもって、その団体の得点とする。

## 8 指定管理者の候補者の選定方法

応募団体の得点、得点最上位を付けた委員の数、提案価格及び類似施設の管理運営実績について総合的に勘案したうえで、第1順位者を指定管理者の候補者として選定する。ただし、募集した施設において、指定管理者への応募団体が1事業者で、その事業者が当該施設の指定管理者としての管理運営実績を有する場合は、提出された書類による内容審査とすることができる。また、条例施行規則第3条ただし書に規定する、指定管理者の候補者選定委員会の意見を聴かないことについて施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合については、候補者の選定委員会を開催しない審査委員会において審査する。

## 9 次点者の取扱い

指定管理者の公募の効力は、指定管理者の候補者（第1順位者）を決定するところまでであり、議会の議決が得られない等の事由で候補者とした団体を指定管理者に指定できない場合は、再度公募を行う必要がある。

## 10 選定結果の公表等

### (1) 選定結果の通知

選定結果については、選定結果の公表と併せて、応募団体に対して選定結果を通知する。

### (2) 選定結果の公表

公表の内容は、次のとおりとする。

- ① 指定の概要  
施設の概要、指定期間、指定管理者の候補者の概要など
- ② 選定基準
- ③ 選定理由
- ④ 審査結果

(3) 公表方法

市のホームページにおいて公表する。

**1 1 指定管理者の候補者の決定**

市は、選定委員会が選定した候補者について、十分に検討した上で、議会に上程する。議会での十分な審議に資するため議会から関連資料の提出を求められた場合は、選定委員会での審議内容・結果等を提出する。

## 指定管理者の候補者選定委員会の役割

### 1 指定管理者制度について

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に広く民間事業者の活力やノウハウを活かすことで、市民に提供するサービスの向上と、より効果的・効率的な施設運営を目指すものです。

この指定管理者制度を円滑に運用するためには、指定管理者を適正かつ公正に選定することが重要です。

### 2 委員の役割

委員の皆様には、選定委員会に出席いただき、応募団体の提案書類について、あらかじめ設定した選定基準に基づき、ヒアリング等を実施し、提案内容の審査・採点を行っていただきます。

市では、選定委員会の選定結果を参考に、指定管理者として最も適当と認める応募団体を指定管理者の候補者として決定します。

### 3 審査にあたっての心構え

- (1) 応募団体が提出した書類やプレゼンテーション時のヒアリング内容を吟味し、公平かつ公正な採点をお願いします。
- (2) 応募団体との間に利害関係を有する場合は、採点に加わることができません。採点後に利害関係が判明した場合は、その委員の全ての採点結果を除外し、応募団体の得点とします。
- (3) 応募団体が自己に有利になる目的で、委員に接触等の働き掛けを行った場合、その応募団体は失格とします。このようなケースがあったときは、速やかに市に報告してください。
- (4) 審査の過程で知り得た情報は、いかなる場合も公言してはなりません。候補者決定後も同様とします。また、審査に用いた書類等については、審査期間中は厳重に保管してください。委員会終了後は、全て市が回収いたします。
- (5) 採点後、委員の皆様には採点の根拠等について説明を求めることがあります。また、採点後も他の委員の意見等を聴いた結果、必要であれば再考・修正することは可能とします。
- (6) 委員会での発言内容及び各委員の採点結果は、氏名を伏せて公表する場合があります。
- (7) 委員の氏名、肩書き等を公表する場合があります。
- (8) 公表の方法は、市のホームページへの掲載、市議会への情報提供となります。

様式例①

坂財第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

坂井市長

〇〇〇（施設名）に係る指定管理者の候補者の選定結果について（通知）

みだしのことについて、〇〇年〇〇月〇〇日付で提出された申請書を審査した結果、指定管理者の候補者として選定されましたので通知します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得なければならないとされておりますので、指定管理者の指定の通知は、〇〇年〇〇月議会において議決を得た後に行う予定です。

記

1 選定結果

様式例②

坂財第〇〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

坂井市長

〇〇〇（施設名）に係る指定管理者の候補者の選定結果について（通知）

みだしのことについて、〇〇年〇〇月〇〇日付で提出された申請書を審査した結果、指定管理者の候補者として選定されませんでしたので通知します。

記

1 選定結果